

# 営業社員のための『不動産税務通信』R5. 5月号

**青色申告で賃貸アパートを経営しています。  
家族に給与を払えば不動産所得の経費にできますか？**

**できますが注意すべき点があります。**

「青色事業専従者」に該当すれば、家族従業員に支払う給与を必要経費とすることができます。要件と留意点を見てみましょう！

※生計が別である親族への給与は下記の要件に関わらず経費とすることが出来ます。

## 【青色事業専従者の要件】

- ① 「**事業的規模**」での不動産の貸付であること  
※「事業的規模」とは、5棟以上の独立家屋の貸付、10室以上のアパートの貸付が目安です。
- ② 青色申告者と「**生計を一にする配偶者その他の親族**」であること
- ③ その年の年末時点で「**15歳以上**」であること
- ④ 青色申告者の事業に「**年間6か月を超えて専ら従事している**」こと  
※「専ら従事」とは、その者が仕事に従事できる時間の殆どを仕事に従事させていることとされ、学生や他に仕事がある者は「専ら従事」しているとはみなされません。

## 【留意点】

- ① 「**青色事業専従者給与に関する届出書**」を期限までに納税地の所轄税務署長に提出していること
- ② 届出書に記載されている方法により支払われ、かつ、その**記載されている金額の範囲内で支払われたもの**であること。
- ③ 青色事業専従者給与の額は、**労務の対価として相当**であると認められる金額であること。
- ④ 青色事業専従者は、**配偶者控除や扶養控除は受けられません。**

青色申告者であれば届出をすることで家族への給与を不動産所得の経費とすることが出来ます。しかし、青色事業専従者給与と認められるためには「専ら従事」や「対価として相当」など注意しなければならない規定があります。

**判断に悩んでいる方は是非東京シティ税理士事務所までご相談ください！**

### ■電話・メール相談



TEL : 03-3344-3301  
FAX : 03-3344-9053  
Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間 09:30~17:30  
(土・日・祝は12:00~13:00除く)

編集担当：松永 志保子



### 面接相談

新宿相談所（新宿三井ビル33階：新宿駅徒歩7分） 03-3344-3301  
横浜相談所（横浜スカイビル20階：横浜駅直結） 045-440-6678  
東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内：日本橋駅B1出口より徒歩2分）  
03-3344-3308